

各軽費老人ホーム施設長 様
(岐阜市内所在施設を除く)

岐阜県知事 古田 肇

消費税率の引き上げに伴う軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用の
上限額の改定について (通知)

軽費老人ホームの利用料については、平成20年8月21日付け高第399号「軽費老人ホームの利用料(サービスの提供に要する費用・生活費)について」により当県における取扱いを通知しているところです。

このたび、令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられたことを踏まえ、利用料のうちサービスの提供に要する費用についての取扱いを下記のとおり改定するので通知します。

記

1 サービスの提供に要する基本額(月額)

別表I-1のとおり

2 算定方法

改定後の月額 =

(改定前の月額×非課税割合71%) + (改定前の月額×課税割合29%×1.10/1.05)

【100円未満切り捨て】

※ 非課税分及び課税分の割合は、各施設の平成30年度岐阜県軽費老人ホーム事務費補助金実績報告書に添付された補助金精算内訳書から抽出、集計の上で算定。

3 適用時期

令和2年4月1日以降の利用に係る分から適用

4 注意事項

上記改定に伴い、入所者からの徴収額を一部変更する場合は、「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」(平成20年5月30日付け老発第0530003号・厚生労働省老健局長通知)別表II-1(注3)において、「本人からの徴収額(月額)は上表により求めた額とする。ただし、その額が当該施設におけるサービスの提供に要する費用を超えるときは、当該施設のサービスの提供に要する費用を本人からの徴収額(月額)とする。」とされていることに留意すること。

担当所属	岐阜県健康福祉部高齢福祉課施設整備係		
担当係長	榎田	担当者	林
電話番号	058-272-1111 (内線2601)		
FAX番号	058-278-2639		